

# 環境共生住宅推奨部品 便器・便座 推奨基準

---

制定日 2019年1月

一般社団法人 環境共生住宅推進協議会



## 1. はじめに

便器は年々洗浄水量が減り、節水型便器、超節水型便器など、より少ない水で洗浄できるものが出てきている。

便器の機能の一つである、温水洗浄便座は、暖めるためにエネルギーを使用するため、できるだけ省エネであることが大切である。

また第一の機能である洗浄に使用する水は、できるだけ少ないことが求められる。また日々使用される部品であることから、長く使い続けられることも求められる。

環境共生住宅推奨部品では、全ての部品分類に「3Rの推進」の取り組みを求めて、資源を有効に使用することに努めるものとする。

以上より便器・便座に求める推奨基準は、「省エネルギー・脱炭素化」「省資源」「耐久性の向上」「3Rの推進」とする。

## 2. 適用範囲

住宅で使用される大便器。

## 3. 用語の定義 (全部品共通事項)

- リサイクル材：使用済み製品や廃棄されたものを原材料として使用した材料
- リサイクル可能な材料：部品を構成する材料で、廃棄時にリサイクルが可能な材料（金属など）。
- 梱包材料：製造過程や、建設現場への搬入時に用いる梱包に使用している材料。段ボールなど。
- 3R：循環型社会を形成するために必要な取り組みであるリデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の頭文字がそれぞれRであることから名付けられた名称。  
（出典：「資源有効利用促進法」経済産業省）

## 4. 推奨基準と確認方法

推奨基準は以下の4項目で定めた。

- 省エネルギー・脱炭素化
- 省資源
- 耐久性の向上
- 3Rの推進

### (1) 省エネルギー・脱炭素化

**【推奨基準】**

温水洗浄便座の場合は、2012年目標年度のトップランナー基準を満たしていること。

**【確認内容】**

貯湯式か瞬間式かの明示と、エネルギー消費量（瞬間消費電力、年間消費電力）。

**【補足】**

トップランナー基準では「電気便座」として、温水洗浄便座及び暖房便座について目標年数2012年の各年度として以下の目標基準値を定めている。

区分名	洗浄機能の有無	貯湯タンクの有無	目標基準値 (kWh/年)
I	暖房便座(洗浄機能無し)	—	141
II	温水洗浄便座	貯湯式(貯湯タンク有り)	183
III	(洗浄機能有り)	瞬間式(貯湯タンク無し)	135

貯湯タンクの有無に加えて、上記の目標基準値を満たしていることを示す。

### (2) 省資源

**【推奨基準】**

「JIS A 5207:2014 衛星器具-便器・洗面器類」による節水Ⅱ型であること。

**【確認内容】**

洗浄水量（洗浄水量の測定方法は「JIS A 5207:2014 衛星器具-便器・洗面器類」による）。

**【補足】**

「JISA5207:2014 衛星器具-便器・洗面器類」では、節水型大便器の節水の区分としてⅡ型があり、洗浄水量はタンク式及び洗浄弁式の場合は6.5ℓ以下である。

### (3) 耐久性の向上

**【推奨基準】**

長く使い続けることができるための取り組みがあること。

**【確認内容】**

取り組み内容。

例：耐久性を保つメンテナンスが行える。パーツごとに取替えが容易（可能）である。メンテナンス体制が整っており定期的に点検がある。など

#### (4) 3Rの推進

##### 【推奨基準】

3Rの推進のため、廃棄物の発生抑制を目的とし、下記のいずれかを満たしていること。

- ①主要部材について、リサイクル材を使用していること。
- ②主要部材についてリサイクル可能な材料を使用し、その材料ごとに分離を可能にしていること。
- ③梱包材料について、削減やリサイクル材を使用していること。
- ④産業廃棄物広域認定制度<sup>※1</sup>を取得していること。
- ⑤生産工場がISO14001認証<sup>※2</sup>を取得していること。
- ⑥その他、部品のライフサイクル各段階で3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みを実施していること。

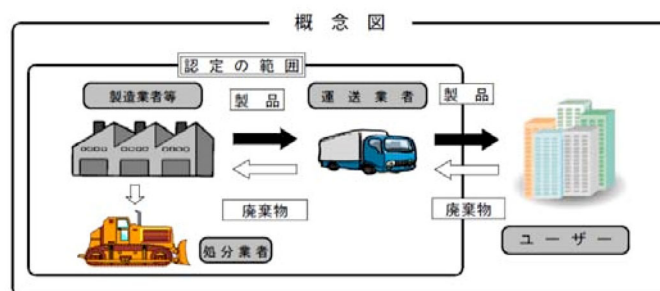
##### 【確認内容】

- ①リサイクル材料の種類と使用部位、可能であれば使用量
- ②リサイクル可能な材料の種類と使用部位、材料ごとの分離方法
- ③取り組み内容  
例：部分的な梱包とし使用量を削減している。梱包材料を段ボールなどリサイクル可能な材料に統一している。など
- ④⑤認定番号
- ⑥取り組み内容

#### ■関連する制度等

##### ※1 「産業廃棄物広域認定制度」 環境省

製品が廃棄物となったものであって、当該廃棄物の処理を当該製品の製造、加工、販売等を行う者（製造時業者等）が広域的に行うことにより、当該廃棄物の減量その他適切な処理が確保されることを目的として、廃棄物処理業に関する法制度の基本である地方公共団体ごとの許可を不要とする特例制度。



出典) 環境省 : <http://www.env.go.jp/recycle/waste/kouiki/leaflet.pdf>

##### ※2 「ISO14001認証」

ISO14000 シリーズは、環境マネジメントシステムを中心として、環境監査、環境パフォーマンス評価、環境ラベル、ライフサイクルアセスメントなど、環境マネジメントを支援する様々な手法に関する規格から構成されている。

この中で中心となるのが、ISO14001 で、環境マネジメントシステムの仕様（スペック）

を定めた規格であり、ISO 規格に沿った環境マネジメントシステムを構築する際に守らなければならない事項が盛り込まれている。なお、これは、事業者の経営面での管理手法について定めているものであり、具体的な対策の内容や水準を定めるものではない。

参考) 環境省 : <http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-iso14001.html>